

表彰

長年にわたり統計調査委員として尽力

吉田さんが統計調査功績者表彰を受賞



統計調査員 吉田紀子さん (水立大黒・23区)

平成元年から統計調査員に従事されている吉田紀子さん(水立大黒・23区)が経済産業省所管統計調査功績者表彰を受賞しました。これは、長年にわたり統計調査員として職務に精励し、統

計調査の推進に多大な貢献をされた功績が認められたものです。

吉田さんは「調査は専門用語が多くて複雑です。調査を進めながら分からないことを少しずつ勉強しました。長くやっている顔見知りになったかたがたもいて、それにやりがいを感じることもあります。同じ調査員にも仲間ができました。統計調査員を信用して調査票記入に時間を割いて協力してくれた町民の皆様には感謝しています」と受賞の喜びを話してくれました。

講演会

みんなで支えあう生きやすいまちを こところの健康づくり講演会

町では、自殺予防のために講演会を開催します。

- ▼期日 3月5日(水)
▼時間 午前10時～11時30分
▼会場 保健センター
▼対象 町内在住の勤労者
▼テーマ いきいき前向き 更年期く男もつらいよ！更年期とうつ
▼講師 井田逸朗先生(高崎総合医療センター精神科部長)
▼定員 40人(先着順)
▼申込方法 電話で申し込む

- ▼申込開始 2月16日(土)
▼その他 参加した人にリラックスグッズなどの記念品を贈呈
▼申込・問合せ 保健センター 88-5533



すてきな記念品を用意しています(写真はイメージです)

イベント

多数の応募、ありがとうございました 邑のふるさとフォトコンテスト展示会



写真で見る邑楽町の風景は一味違います

町の魅力を発掘しPRするために、初めてフォトコンテストを実施しました。テーマは『おうちの「農と食と人」』で、平成26年10月から応募を受け付けました。

応募作品は約30点を数え、季節や時間、場所によって異なるさまざまなちの「農」の風景を捉えた力作ばかりです。2月中旬に審査会を行い、入選作品が選ばれます。

そこで、応募のあった作品の展示会を次のとおり開催します。

- ▼期日 2月14日(土)～24日(水)
▼時間 午前9時～午後6時
▼会場 町立図書館
※月曜日は休館
▼問合せ 邑のふるさとフォトコンテスト係(役場企画課内) 47-5009

届出

届出なしに伐採はできません 立木伐採は事前に届出を

近年、土地利用のための立木伐採が増えています。山林内での立木伐採には、届出などが必要な場合があります。

地域森林計画の対象となっている山林の立木を伐採する場合には、森林法の規定により、あらかじめ「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要になります。

※届出に必要な書類は、役場農業振興課にあります。
▼届出書の提出時期 伐採しようとする日の90日～30日前



無届の場合、森林法第207条により、100万円以下の罰金に処せられる場合があります

- ▼問合せ 役場農業振興課 47-5009

募集

時代のニーズに合った健康づくりのため 健康づくり推進協議会の委員を募集

町では、健康づくり推進協議会の委員を募集します。

- ▼協議会の目的 町の保健事業と健康づくりについての施策の充実・向上
▼応募資格 町内在住の20歳以上で、町の保健事業に関心のある人
▼募集人数 3人(応募者多数の場合抽選)
▼任期 平成27年4月1日(水)から2年間
▼応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、直接持参または郵送で提出する
※応募用紙は保健センターにあります。



町の健康づくりについて一緒に考えてみませんか

募集

聞きたい、あなたの声を 町政モニターを募集

町では、平成27年度の町政モニターを募集します。

- ▼モニター制度の目的 町政に関し広く町民の皆さんから提言などを聴き、町の行政運営に生かす
▼対象 15人以上(応募者多数の場合抽選)
▼モニターの任務 ①モニター会議への出席②はがきやメール、ファクスなどで意見や要望を提出
▼任期 平成28年3月31日(木)まで
▼応募方法 直接来庁または電話、



あなたの意見を町に届けてみませんか

- ▼応募締切 3月17日(水)
▼応募・問合せ 役場企画課(〒370-0692住所不要) 47-5007、☎89-0136
Email koho@town.ora.gunma.jp

お知らせ

小動物炉の補修工事を行います ペット火葬の休止

大泉町外二町斎場では、小動物炉の老朽化に伴い補修工事を行います。

工事期間中は、小動物炉でのペットの火葬は休止します。利用者の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ▼工事期間 2月8日(土)～15日(木)
▼問合せ 大泉町外二町斎場 62-6001
【工事期間中の小動物火葬】
工事期間中(2月9日(土)、15日(木)を除く)に限り、館林市斎場で小動物火葬を受け付けます。

▼場所 館林市斎場(館林市苗木町2487)

▼時間 午前8時15分～午後5時15分
※火葬の時間は1日6回(午前9時、10時、11時、午後1時、2時、3時)で予約が必要。

- ※1頭ずつの火葬で焼骨の引き取りも可能。
▼利用料金(1頭につき)
10kg未満 6,480円
10kg以上 9,720円
▼申込・問合せ 館林市斎場 72-742

申請

忘れずに申請をしてください 農用地区域の変更申請の受付

町では、農用地区域の変更申請の受付をします。農用地区域への農地編入を希望する人や、農用地区域からの農地の除外を希望する人は、申請してください。

※申請に必要な書類は、役場農業振興課または町ホームページにあります。
▼受付期間 3月2日(土)～13日(金)
※土・日曜日を除きます。
▼受付時間(役場開庁時間に限り) ①午前8時30分～正午



優良農地の保全にご理解ご協力をお願いします

- ②午後1時～5時
▼申込・問合せ 役場農業振興課 47-5027